

旭川市の保育と 市立保育所の在り方

令和4年（2022年）5月

旭川市

目次

第1章 「旭川市の保育と市立保育所の在り方」の策定に当たって	1
第2章 本市の保育の現状と課題	2
1 保育の現状と課題	2
（1）保育の供給量	2
（2）保育サービスの種類	3
（3）保育の質	4
（4）保育を取り巻く環境	5
2 市立保育所の現状	5
（1）施設の概要	5
（2）利用の状況	6
第3章 本市が目指す保育	10
1 本市の子育て施策の目標	10
2 本市が目指す保育	10
（1）保育に係る安全確保等の徹底	10
（2）多様性を受容する保育	11
（3）連続した育ちを支える保育	11
（4）地域の子育て支援	11
3 保育行政の取組	12
4 保育行政の取組に係る新たな推進体制	13
5 旭川市保育センター（仮称）の主な取組	14
（1）普及啓発及び実地指導	14
（2）入所支援	14
（3）保育のセーフティネット	14
（4）人材育成	15
第4章 市立保育所の今後	16
1 市立保育所の今後の在り方	16
2 各市立保育所の今後	16
（1）新旭川保育所	16
（2）近文保育所	16
（3）神楽保育所	17
（4）保育センター（仮称）との関係	17

第1章 「旭川市の保育と市立保育所の在り方」の策定に当たって

本市では、平成22年3月に「市立保育所運営指針」を策定し、中長期的な展望から、保育ニーズへの的確な対応と計画的で効率的な運営を進め、その後、平成28年2月には、「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」（以下「方針」という。）を策定し、全市的な保育環境の充実を図るために、市立保育所及び市保育士が担うべき役割と取組について明確化しました。

方針では、市立保育所の役割は子ども・子育て支援施策全体の推進に資することを基本としながら、市の保育士は積極的に地域との関わりを意識し、特に特別支援保育・障がい児施策の推進を重点に、神楽保育所をその拠点保育所にすることや、新旭川保育所と近文保育所は当面は認可保育所として運営し、待機児童の動向を踏まえた上で公立の認可保育所の役割も含めた施設の在り方について検討していくこととしており、子育て支援部内に設置した職員ワーキンググループが方針に基づく取組等の進捗状況を毎年度とりまとめ、旭川市子ども・子育て審議会に報告し、翌年度以降の方向性を整理しながら、取組を進めてきました。

この間、10年以上に渡り市立保育所の在り方を追求してきましたが、本市の保育を取り巻く環境は大きく変化してきており、本市の子育て支援施策の方向性や目標等を示す「第2期旭川市・子ども子育てプラン」（令和2年3月策定。以下「プラン」という。）においては、将来を見据えた安定的な子育て支援体制を構築する課題として、市立保育所の役割や機能の整理等について検討を進めることとしています。

このため、本市を取り巻く社会経済情勢や保育ニーズの変化などを確認し、本市の保育全体を見渡した上で、今後必要な保育と市立保育所の在り方について改めて検討することとし、令和2年7月に子育て支援部内に関係課職員で構成する「市立保育所の在り方等検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、旭川市子ども・子育て審議会「旭川市の保育と市立保育所の在り方検討部会」の意見も受けて、令和3年6月に「旭川市の保育と市立保育所の今後の在り方」がとりまとめられました。

これを受けて、庁内で再検討を行い、保育施設等の量的充足から保育の質的向上への転換が求められる時代認識と、この下で本市が目指す保育、市立保育所と自治体の保育士が担うべき役割をここに示し、その実現に向けて取り組みます。

第2章 本市の保育の現状と課題

1 保育の現状と課題

(1) 保育の供給量

核家族化や女性の社会進出の進展などにより、全国的に保育所不足が課題となっている中で、本市においても待機児童の解消は長年の課題であり、平成18年度には過去最多となる264人もの待機児童が発生していました。

そのため、老朽化した認可保育所等の増改築や認可外保育施設から認可保育施設等への移行、幼稚園から認定こども園への移行など、保育の受皿拡大を図る施設整備を進めてきた結果、平成30年に年度当初の待機児童数ゼロを達成し、令和3年も継続しています。

しかしながら、年度途中における待機児童解消の課題もあることから、短期的な視点からは、引き続き需要量の動向を注視しながら供給量の維持を図ることが必要です。

一方で、少子化問題は本市においても深刻化しており、0歳から5歳までの就学前児童数は、平成26年度から約2,600人も減少し、下げ幅は年々加速しています。

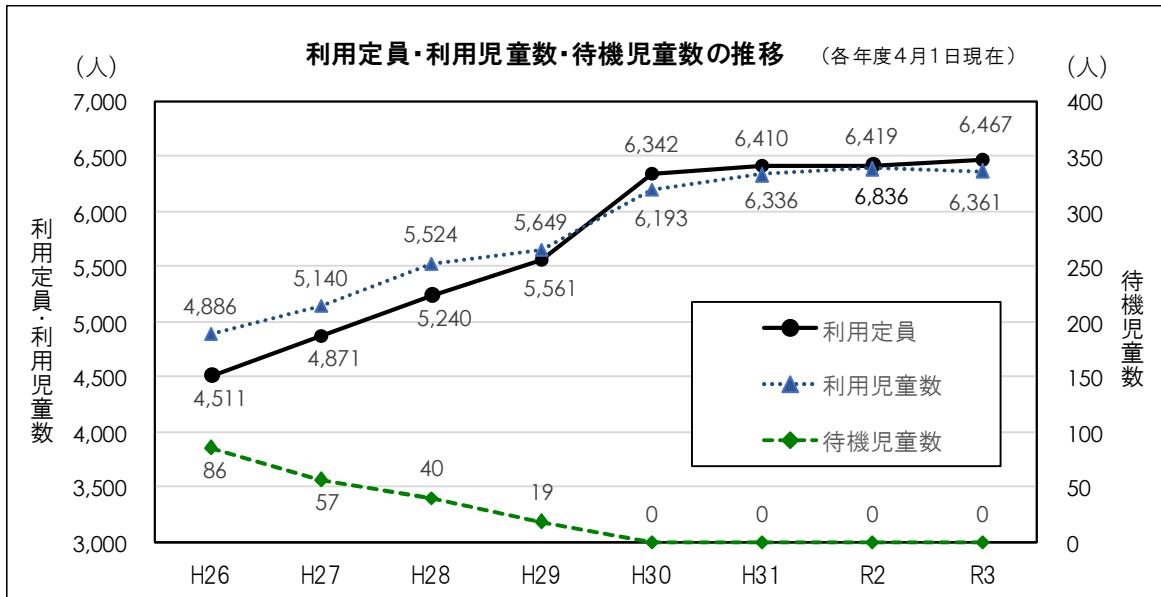
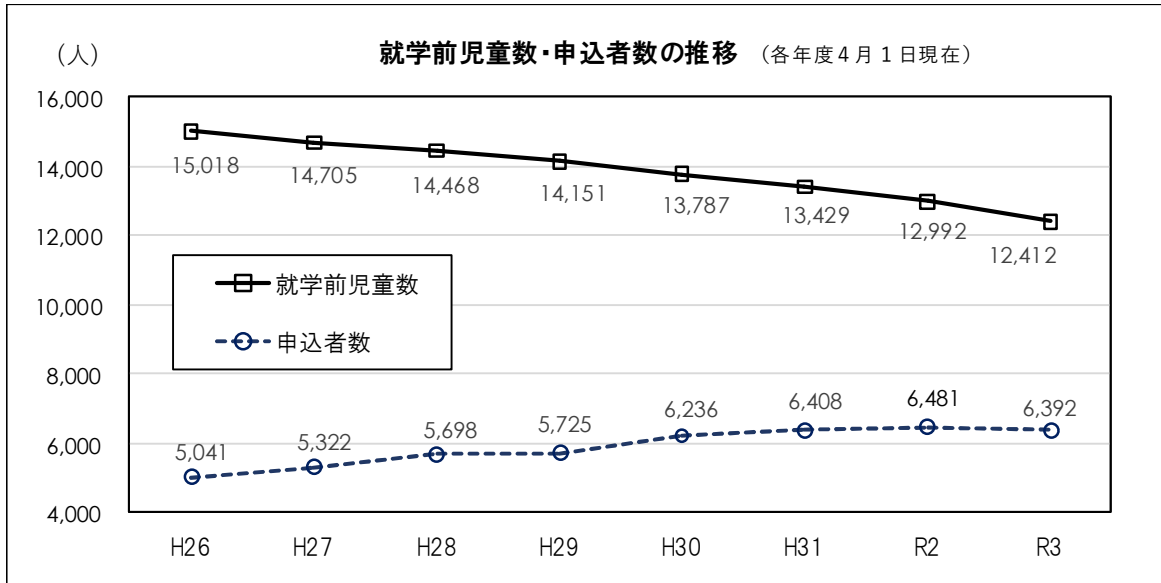
今後も、就学前児童数の減少傾向は続くと予測され、また令和3年度には認可保育所等への入所申込者数が減少に転じるなど、近い将来現在の本市全体の供給量（利用定員数）が、需要量（入所申込者数）を大きく上回る供給過多の状況に陥り、安定的な保育サービスの提供への影響が懸念されることから、中・長期的な視点に基づいた供給量の調整を図る必要があります。

【本市の待機児童数等の推移】（各年度4月1日現在）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
就学前児童数 ①	15,018人	14,705人	14,468人	14,151人	13,787人	13,429人	12,992人	12,412人
施設数	58施設	69施設	79施設	88施設	94施設	95施設	95施設	96施設
利用定員 ②	4,511人	4,871人	5,240人	5,561人	6,342人	6,410人	6,419人	6,467人
申込者数	5,041人	5,322人	5,698人	5,725人	6,236人	6,408人	6,481人	6,392人
利用児童数 ③	4,886人	5,140人	5,524人	5,649人	6,193人	6,336人	6,386人	6,361人
待機児童数	86人	57人	40人	19人	0人	0人	0人	0人
定員充足率 (③/②)	108.3%	105.5%	105.4%	101.6%	97.7%	98.8%	99.5%	98.4%
保育利用率 (③/①)	32.5%	35.0%	38.2%	39.9%	44.9%	47.2%	49.2%	51.3%

※ 1号認定子どもを除く。

※ 施設数は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業の合計数。



(2) 保育サービスの種類

本市では、教育・保育施設等において、地域子ども・子育て支援事業や休日保育、特別支援保育などのサービスを実施し、保育ニーズに対応してきました。

しかし、本市においても他都市と同様に、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出など、家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、保護者の就労形態も多様化していることから、保育、子育てサービスに対するニーズも多様化しています。

そのため、今後もプランに基づき、新たな保育ニーズの把握に努めながら、子育て支援保育サービスを実施していく必要があります。

【本市の教育・保育施設における主な保育サービス】

事業名	概要	実施施設等（数） （令和2年度の状況）
一時預かり事業	冠婚葬祭などの急な用事により、保護者が子どもの保育ができないときや、保護者のリフレッシュなど育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、保育を必要とする場合に一時的に保育所等で預かります	13 施設 （市立 1, 私立 12）
延長保育事業	仕事などにより、通常の保育時間中に、送迎ができない保護者のために時間を延長して預かります	短時間延長 95 施設 標準時間延長 26 施設 長時間延長 1 施設
病児保育事業	子どもが病気罹患中又は回復期にあって、集団保育が困難なときに一時的に専用の保育施設で預かります	病児保育 1 施設 病後児保育 2 施設
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜日や祝日に子どもの保育を行います	私立 2 施設
特別支援保育事業	保護者の就労等により保育が必要な子どものうち、心身に障がい等を有する子どもを対象に、集団で過ごす上で様々な配慮を行いながら保育を行います	38 施設 （市立 3, 私立 35）

（3）保育の質

ア 特に配慮を要する子どもの保育

心身に障がいのある子どもや日常生活の上で医療的ケアを必要とする子ども、また国際化の進展により外国にルーツのある子どもなど、様々な背景をもつ子どもがいます。そのような子どもたちへの最適な保育はどのようなものか、個への対応と集団の中での対応など多角的な視点に立った保育が必要です。

また、特別支援保育の利用者数は年々増加しており、加えて保育現場での状況から特別な支援が必要と考えられるものの、医師による診断の有無や保護者が希望する保育との差異などにより、障がいに応じた支援の提供に苦慮するケースもあり、保育施設等での支援の在り方が課題となっています。

さらに、令和3年9月医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたところですが、障がいの重い子どもや医療的ケアを必要とする子どもは、保育施設等の利用を希望しても、特別支援保育に係る受入体制の課題などから利用が実現しないケースがあり、子どもは集団保育を経験する機会を失い、保護者は就労等の社会参加を諦めざるを得ないという現状があることから、保育を必要とする全ての子どもが、希望する保育施設等において、必要な配慮のもとに保育を受けることができる体制づくりが求められています。

イ 幼児期から小学校就学への円滑な接続

幼児期は、遊びの中での直接的・具体的な体験を通して生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育成していく時期です。保育施設等では遊びを中心とした学びであったものが、

小学校では時間割に基づき各教科等の内容を勉強（座学）していくこととなり、そのギャップの大きさから小学校入学後の生活の変化に適應することが難しいケース、いわゆる「小1プロブレム」が課題となっています。

教育・保育施設等での教育・保育と小学校教育では教育内容や指導方法は異なっているものの、子どもの発達や学びは連続しているものであるため、教育・保育施設と小学校とがそれぞれ指導方法の工夫を行うなど、さらなる連携のもとで子どもの成長段階に応じた環境変化を円滑につなぐ取組が求められています。

（４）保育を取り巻く環境

ア 児童虐待防止対策と家庭の状況に応じた支援

本市においても、児童虐待の相談件数が増加しています。加えて、生まれ育った環境によって生活や健康に影響が生じる子どもの貧困の課題などもあります。

子どもの将来に影響を及ぼす環境を改善し、全ての児童が健全に育成するよう、子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援が届かない、また届きにくい子どもや家庭に気づき、適切な支援を早期かつ効率的に講じる仕組みづくりが求められています。

イ 子育て世帯への支援

少子化や核家族化の進行、地域との繋がりの希薄化などにより、育児の知識や方法を得る機会の減少、子育ての身近な協力・相談相手の不在など、子育て世帯を取り巻く環境が変化しており、プラン策定時のニーズ調査においても、3割以上の世帯が子育てに関する不安を感じていると回答しています。

また、子育てをしているところを身近で見たことがなく、乳幼児と接したことがないまま親になる保護者が増えているため、出産前に子どもとのふれあいを経験したり、これから迎える出産や子育てへの不安を相談できるような場を設けるなど、妊娠期の早い段階からの切れ目のない支援が重要です。

子育てに関する不安や悩みはそれぞれの世帯ごとに多岐に渡ることから、深刻化する前に必要とされる支援につなげ、保護者が安心して子育てができる環境を整備していくことが求められています。

2 市立保育所の現状

（１）施設の概要

令和3年4月1日における本市の認可保育所等の施設数は、認可保育所33施設、認定こども園41施設、小規模保育事業19施設、事業所内保育事業3施設と合計96施設あり、うち市立は認可保育所の3施設（新旭川、近文、神楽）と、民間施設の割合が非常に高くなっています。

【市立保育所の概要】

施設名	施設概要	実施事業
新旭川保育所	所在地：大雪通 7 丁目 設置年：S30 年（S56 現在地に新築移転，H19 風除室増築，H23 一部改築（病後児室）） 規模：敷地面積 2,121.063 m ² ，延床面積 847.622 m ² 構造等：鉄筋コンクリート造一部 2 階建 定員数：90 人	延長保育 特別支援保育 病後児保育
近文保育所	所在地：緑町 16 丁目 設置年：S36 年（S58 新築，H24 乳児室増築） 規模：敷地面積 2,241.43 m ² ，延床面積 611.83 m ² 構造等：鉄筋コンクリート造平屋建 定員数：96 人	延長保育 特別支援保育
神楽保育所	所在地：神楽 4 条 8 丁目 設置年：S42 年（H21 合築移転） 規模：敷地面積 6,486.159 m ² （いきいきセンター神楽含む），延床面積 607.676 m ² 構造等：鉄筋コンクリート造平屋建 定員数：66 人	延長保育 特別支援保育 一時預かり

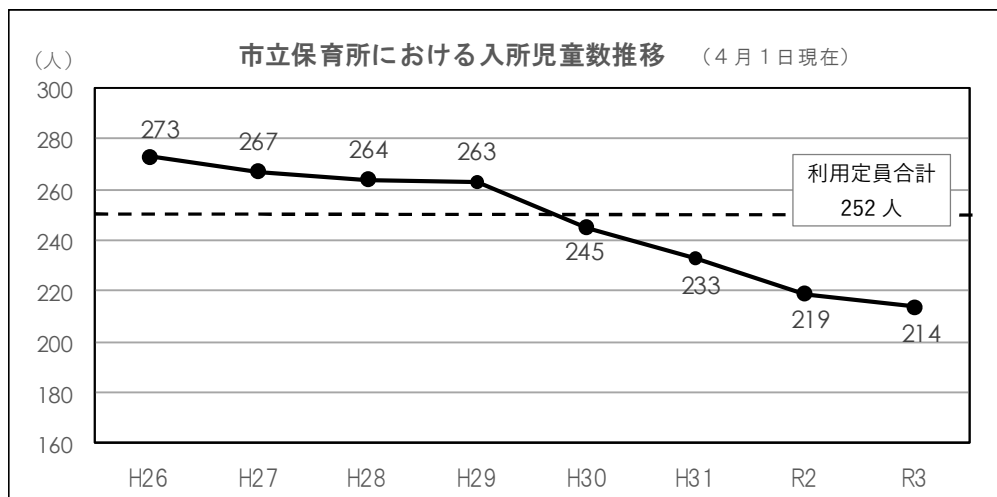
（２）利用の状況

ア 入所児童数

市立保育所における 4 月 1 日現在の利用状況は，平成 27 年度までは，全ての市立保育所で利用定員を超えた受入れを行っていましたが，入所児童数は年々減少傾向にあり，平成 31 年度以降は新旭川保育所及び近文保育所で定員割れの状況が続いています。中でも新旭川保育所の入所児童数の減少数が大きく，令和 3 年度の定員充足率は 60% となっています。

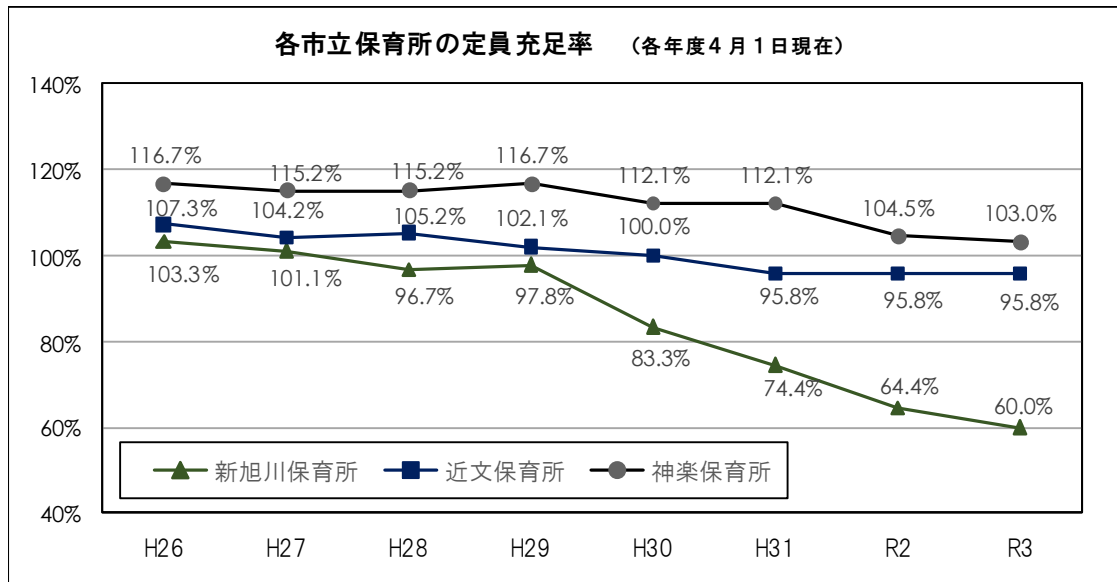
【市立保育所の入所児童数等の推移】 （各年度 4 月 1 日現在，3 保育所の合計）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
利用定員 ①	252 人	252 人	252 人	252 人	252 人	252 人	252 人	252 人
入所児童数 ②	273 人	267 人	264 人	263 人	245 人	233 人	219 人	214 人
定員充足率 (②/①)	108.3 %	106.0 %	104.8 %	104.4 %	97.2 %	92.5 %	86.9 %	84.9 %



【各市立保育所の入所児童数等の推移】 (各年度4月1日現在)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
新旭川保育所	利用定員	90人	90人	90人	90人	90人	90人	90人	90人
	入所児童数	93人	91人	87人	88人	75人	67人	58人	54人
	定員充足率	103.3%	101.1%	96.7%	97.8%	83.3%	74.4%	64.4%	60.0%
近文保育所	利用定員	96人	96人	96人	96人	96人	96人	96人	96人
	入所児童数	103人	100人	101人	98人	96人	92人	92人	92人
	定員充足率	107.3%	104.2%	105.2%	102.1%	100.0%	95.8%	95.8%	95.8%
神楽保育所	利用定員	66人	66人	66人	66人	66人	66人	66人	66人
	入所児童数	77人	76人	76人	77人	74人	74人	69人	68人
	定員充足率	116.7%	115.2%	115.2%	116.7%	112.1%	112.1%	104.5%	103.0%



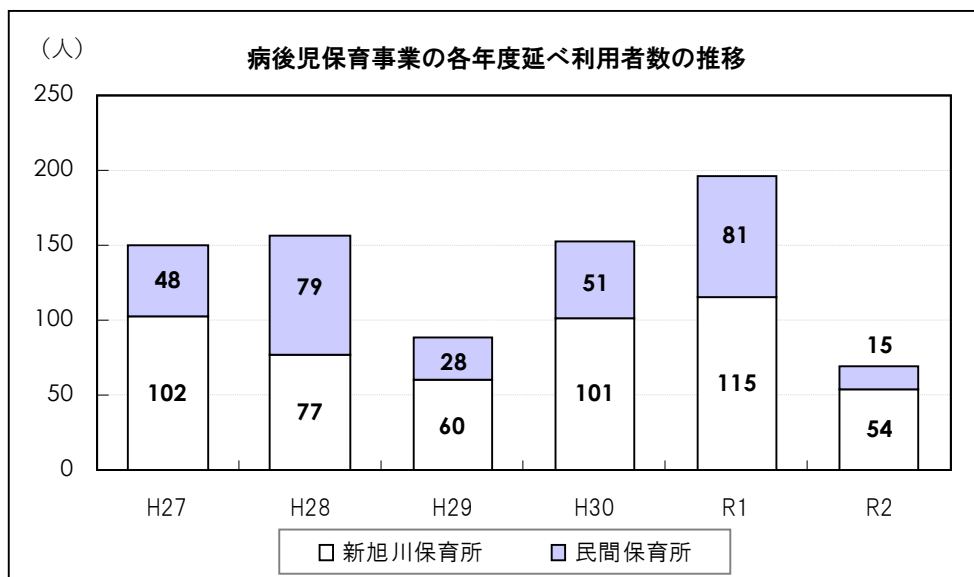
イ 病後児保育事業の利用状況

平成24年度から開始した新旭川保育所の病後児保育事業は、民間1施設と合わせ2施設体制で実施しています。新旭川保育所の利用状況は、年間延べ利用者数全体における利用者数から見ても高い割合で推移しており、保護者のニーズに対応できている状況にあります。

また、平成30年度から病児保育事業を開始したことによりサービスの認知度も上がり、病後児保育の延べ利用者数は主に新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けたと思われる令和2年度を除き、増加傾向にあります。

【病後児保育事業の各年度延べ利用者数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
延べ利用者総数	150人	156人	88人	152人	196人	69人
うち新旭川保育所利用分	102人	77人	60人	101人	115人	54人

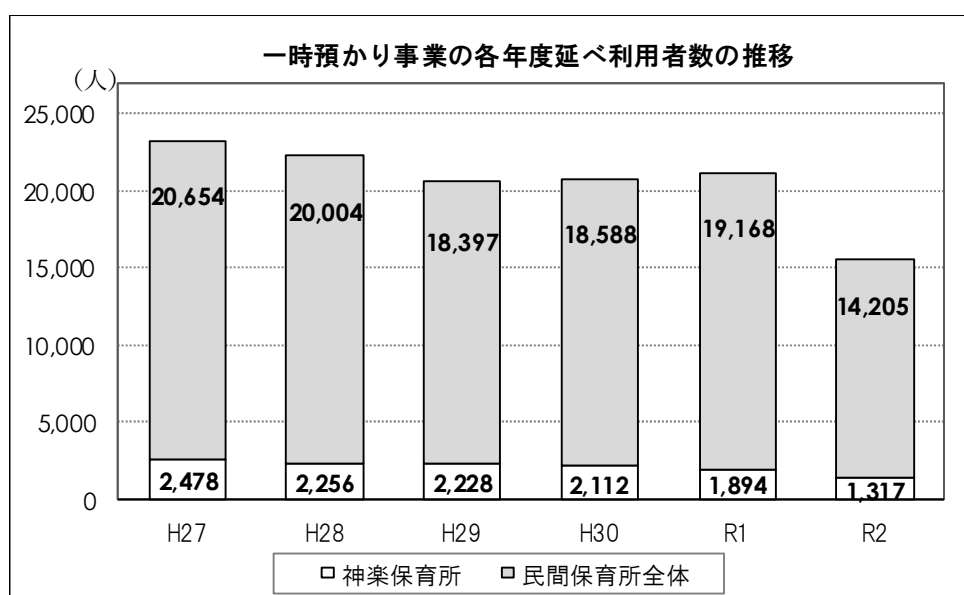


ウ 一時預かり事業の利用状況

神楽保育所における一時預かり事業の利用状況は、市内中心部から近いところに立地している地の利を生かし、私的理由による保育では用事先への通り道として立ち寄り、利用するというケースがあり、それ以外では、子どもが満3歳を迎えるに当たり幼稚園へ入園させようと考えている保護者が、集団生活の経験の場として利用するケースもあります。全体の利用者数は減少傾向にあるものの3歳未満の児童の利用ニーズは高まっている状況です。

【一時預かり事業（一般型）の各年度延べ利用者数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
延べ利用者総数	23,132 人	22,260 人	20,625 人	20,700 人	21,062 人	15,522 人
うち神楽保育所利用分	2,478 人	2,256 人	2,228 人	2,112 人	1,894 人	1,317 人



エ 特別支援保育

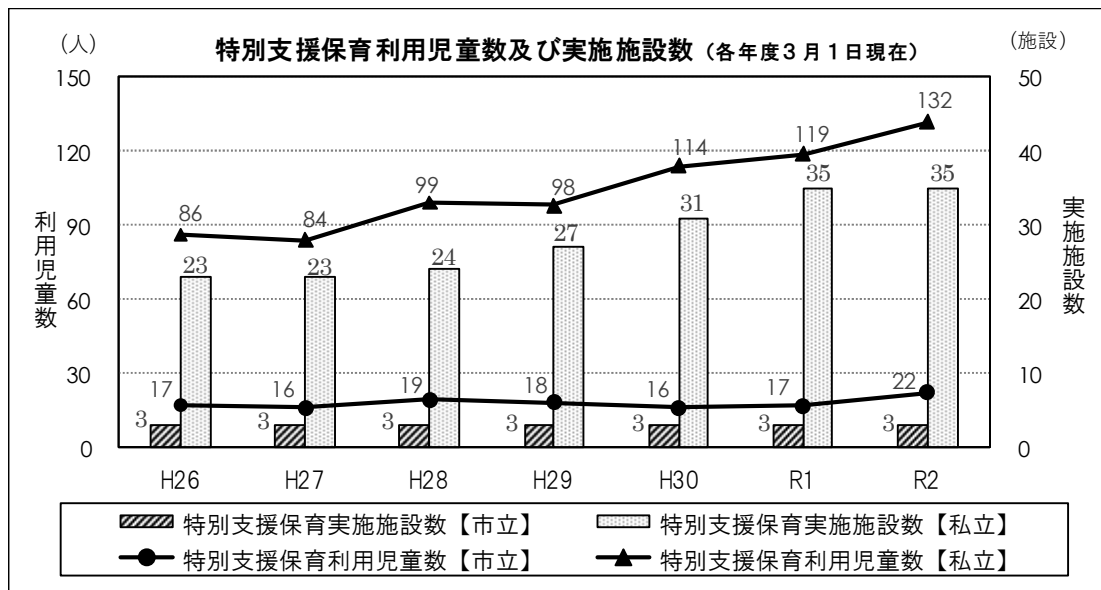
市立保育所においては、全ての施設で定員6人の特別支援保育を実施しており、令和3年3月1日現在では、定員を超える22人の児童を受け入れています。

特に、新旭川保育所では、定員を大きく超える13人の児童を受け入れているほか、胃ろうによる経管栄養や導尿などの医療的ケアを必要とする児童に対応するため、看護師を配置しており、民間の保育所では保育が困難な児童を受け入れています。

【特別支援保育利用児童数及び実施施設数等の推移】 (各年度3月1日現在)

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市立	保育所等利用児童総数	163人	165人	169人	174人	167人	154人	146人
	特別支援保育利用児童数	17人	16人	19人	18人	16人	17人	22人
	特別支援保育実施施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
私立	保育所等利用児童総数	2,742人	2,834人	2,978人	2,967人	3,225人	3,236人	3,358人
	特別支援保育利用児童数	86人	84人	99人	98人	114人	119人	132人
	特別支援保育実施施設数	23施設	23施設	24施設	27施設	31施設	35施設	35施設

※ 3歳以上で集計。 ※ 学校法人立の認定こども園を除く。 ※ 1号認定こどもを除く。



オ 緊急的な保育への対応

令和元年度のゴールデンウィークは最長で10連休となり、休日保育を実施している認定こども園2施設の定員を超える利用希望があったため、4月30日から5月2日までの3日間、神楽保育所において臨時的な休日保育を実施しました。また、令和2年度の年末年始にかけては、本市における新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受け、医療従事者等の就労を確保するため、神楽保育所において臨時的な受入れの準備を実施するなど、緊急的な保育への対応を行っています。

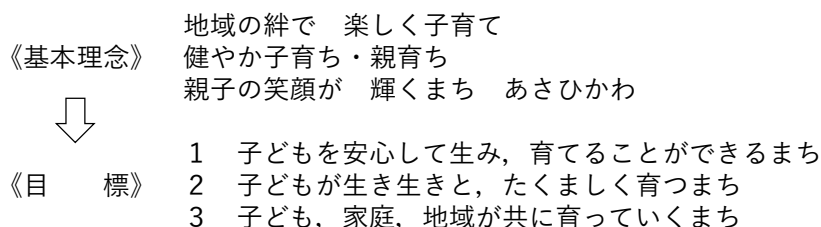
【神楽保育所における令和元年度ゴールデンウィーク時の休日保育受入児童数】

臨時開所日	4月30日	5月1日	5月2日	合計
受入児童数	11人	14人	16人	41人

第3章 本市が目指す保育

1 本市の子育て施策の目標

本市では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、地域の人々の支えの中で、子ども自身が明るく、たくましく、喜びに満ちた子ども時代を過ごすことのできる社会の形成を目指すとともに、親もまた安心して子育てができる環境の下、子どもの成長に喜びを感じられる社会を築くため」プランの基本理念及び目標を次のように定め、「それらの目標を実現することが、旭川市子ども条例の目的である、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現につながる」と示しています。



2 本市が目指す保育

本市の保育における課題を解決するため、次の視点に基づく全市的な取組を推進します。

- 子ども一人一人に合わせた支援を行いながら、保育を必要とする全ての子どもに保育を提供し、保護者の仕事と子育ての両立支援を行う。
- 全ての子どもが尊重され、安全に生き生きと生活することができ、ライフステージの変化に合わせた子どもの連続した育ちを支える保育環境の充実を図る。
- 地域の子育て世帯を支え、地域全体における子どもの育ちと学びの環境の充実を図る。

(1) 保育に係る安全確保等の徹底

教育・保育施設等における子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。

施設内の衛生・安全管理はもちろん、重大事故につながりかねない園外活動においても、異常や危険性の有無等を点検し、職員間で情報共有を行うなど、子どもたちの安全を確保することが重要です。

本市特有の自然環境の中で、子どもの活動が豊かに展開されるよう、年齢、活動場所及び活動内容等に応じた事故防止対策を徹底するなど、安全な保育環境確保のための取組を推進していきます。

(2) 多様性を受容する保育

特定教育・保育施設等は利用の申込みを受けた時は、定員に空きがない場合など正当な理由がなければ拒んではならないこととされており、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的とすることから、特別な支援が必要な子どもについても、受入れを行うことを基本としています。

しかし、障がいの重い子どもや医療的ケアを必要とする子どもが教育・保育施設等の利用を希望しても、施設の設定や人材不足などから受入れに係る体制が整わないため、希望する施設に入所できないケースが生じています。

障がい等を有することにより希望する教育・保育施設等に入所できない状況を解消し、保育を必要とする全ての子どもが必要な支援のもと保育の提供を受けることができるよう、特別支援保育実施施設を増やす量的拡充とともに、対象児童の医療的ケアなどに係る施設の入人体制の構築や、その人材育成等、特別支援保育の質的向上のための取組を推進していきます。

また、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる乳幼児の重要な時期に、様々な背景を持つ子どもが共に教育・保育施設等で過ごし、体験を共有することは、相互に良い影響を与え、子どもの健やかな成長や発達を促すことが期待されることから、障がいの有無や国籍の違いといった個性を認め受け入れることのできる子どもを育み、「違い」を排除することなく受け入れ、「共に育つ」環境を提供する、インクルーシブ保育の実践を促進していきます。

(3) 連続した育ちを支える保育

子どもが教育・保育施設等から小学校への移行に円滑に適應できるよう、保育士等と小学校の教師が子ども一人一人の連続した発達や学びを共有し、それぞれの場で行われる学びや教育を互いに理解した上で、就学前の教育・保育施設等での教育と小学校入学後の教育を行うことが重要です。

教育・保育施設等は、単に小学校教育の先取りをするのではなく、教育・保育施設等での学びが小学校以降の教育の基盤となるよう、就学前の幼児期にふさわしい教育・保育を実施することで、子どもの連続した育ちを支え、学校生活にスムーズに適應できるよう小学校と連携した取組を推進します。

(4) 地域の子育て支援

児童虐待防止や子どもの貧困などの課題に対しては、保護者や子どもを孤立させることなく早い段階での気づきとその要因を多面的に捉え、専門機関が連携し包括的な支援を行うことが重要です。

教育・保育施設等は、子育てへの不安・負担感や子どもの発達への不安を抱えている保護者等に対し、集団での遊びの場の提供や相談等の支援を行うことや、入所児童の普段の様子などから支援が必要と思われる家庭に早い段階で気づき、児童家庭相談や療育などの他の専門機関へのつなぎの役割を果たすことも可能です。

その役割は、教育・保育施設等に入所している子どもだけではなく、妊娠期から教育・保育施設等へ入所する前の子どもや保護者など、地域全体を対象とするものであり、全ての子どもの健全育成と育ちと学びの環境充実及び子育て支援のため、教育・保育施設等における保育の専門性を活かした取組を推進します。

3 保育行政の取組

本市が目指す保育を実現するため、次のような保育行政の取組を展開していきます。

施設における健康・安全な保育環境確保のための体制整備

- 安全な保育環境の充実のための様々なマニュアル等作成支援及び情報提供、有事における受入体制整備。
- 事件事例収集等による事故防止対策の徹底。

様々な背景を持つ子どもが、分け隔てなく、必要な保育・支援を受けることのできる体制の構築

- 利用申込に係る応諾義務の徹底。
- 他課や関係機関との連携による、専門的見地からの効果的な支援方法や受入環境の整備、保育と療育の円滑なつなぎと包括的な支援体制等を整備し、全市的な取組として普及。
- 各種機関で培った経験を活かした市の保育士等による、民間教育・保育施設の保育士等との相互の技術力向上のための研修等体制整備。

小学校への連続する育ちを支える円滑な接続体制の構築

- 教育委員会との連携による円滑な就学のための体制を整備し、全市的な取組として普及。

地域全体を支え、必要な支援を早期から包括的かつ長期的に行き渡らせる体制の構築

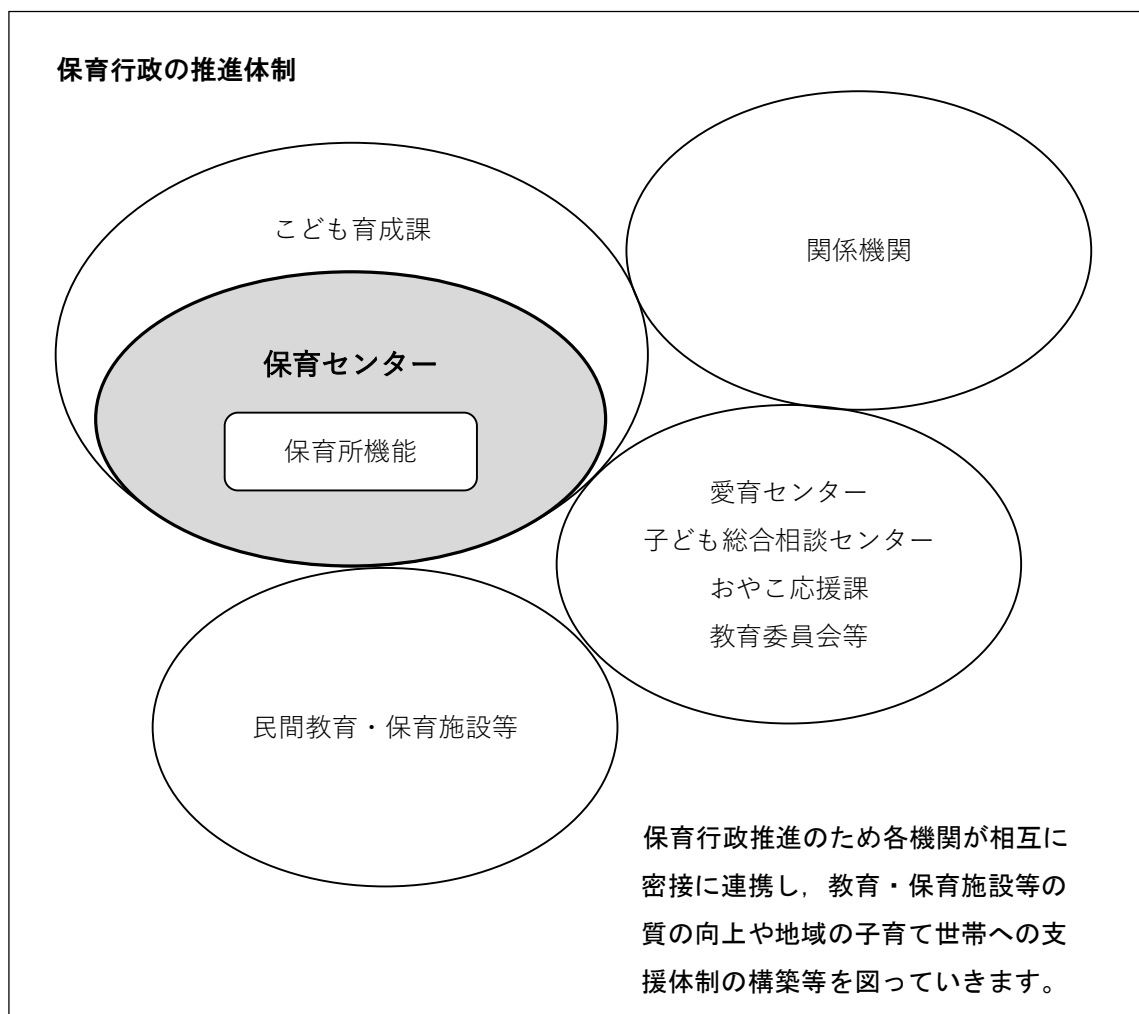
- 育児に不安や負担感を抱える保護者に対しそれらを軽減するためのニーズに応じた新たな保育サービス（一時預かり事業の拡充等）や保育体験事業等の構築。
- 必要とされる支援内容等の情報を効果的に提供するための、全市的な普及体制の構築。
- 保育士の専門性を活かした乳幼児期からの切れ目ない支援体制（訪問事業等）の構築。
- 子どもの集団経験の場の提供や集団生活に不安を感じている保護者への支援体制の構築。

4 保育行政の取組に係る新たな推進体制

保育行政の取組を展開するには、保育所入所の利用調整に加えて、様々な保育ニーズを保育現場が受け入れられるように対象の子どもや家庭に寄り添った支援体制が必要です。その保育行政に係る取組を包括的かつ持続的に展開していくため、保育行政の中心的役割を担う「旭川市保育センター（仮称）」（以下「保育センター」という。）をこども育成課内に設置し、保育所の機能を併せ持つとともに、様々な課題等を抱えた子どもや家庭との接点を持つ本市の関係各課やその他機関との密接な連携のもと、本市の保育行政に関わる新たな推進体制を構築し、教育・保育施設の保育の質の向上、地域の子育て支援の充実、保育のセーフティネットの構築、学校や他の専門機関との連携の推進など、本市の保育水準の維持とさらなる向上及び地域の子育て世帯への保育に係る支援体制の構築を図っていきます。

この実務を担うには、子どもに関する専門スタッフが必要であり、本市の関係各課における業務を通し経験を積んだ行政としての保育士がその知見とスキルを生かし、本市の子育て世帯全てを対象に、必要とする子どもと家庭への安定した保育の提供に取り組んでいきます。

【新たな保育行政推進体制イメージ図】



5 旭川市保育センター（仮称）の主な取組

新たな保育行政の推進体制において、保育センターは本市が目指す保育に係る保育行政の中心的役割を担い、市の関係他課や機関との密接な連携のもと、自ら保育に係るサービスの提供・支援を実施するとともに、全市的な取組へと展開・普及していきます。

特に、特別支援保育やインクルーシブ保育等における「保育のセーフティネット」の充実を推進し、愛育センターが実施する療育のノウハウを生かした包括的な支援体制を構築します。

（１）普及啓発及び実地指導

保育を必要とする全ての子どもが可能な限り希望する施設において保育を受けられ、重度の障がいや医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもも医学的見地から可能とされる限りは、集団保育の中で社会性を身につけられる機会を確保し、かつ、その保護者の就労等が可能となるよう、市内教育・保育施設等に対し、特別支援保育及びインクルーシブ保育の普及啓発と実地指導等を行います。また、教育・保育施設等の利用者全てを対象に特別支援保育やインクルーシブ保育への理解と普及を促進します。

（２）入所支援

特別支援保育の利用に当たり、教育・保育施設等の体制や児童の状態等による受入困難ケースについて、当該児童と保護者、施設、主治医、小児慢性特定疾病相談室、療育センター、児童発達支援センター等の関係者・機関と調整会議を行うなど、その児童や保護者と施設とをつなぐ調整的役割を担い、入所に向けた諸条件の整理を行います。

そして、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を有し療育を実施している愛育センターと密接に連携し、発達支援と保育との一体的かつ包括的支援の充実を図り、受入体制のノウハウを市内の教育・保育施設等に普及することや、特別支援児童の入所の際に、必要に応じて一定期間当該施設に応援職員を派遣するなど、教育・保育施設等における入所支援体制の構築を図っていきます。

（３）保育のセーフティネット

保育センターでは、実地指導や入所支援等を実施していきますが、それでもなお、希望する施設への入所が困難なケースについては、全ての子どもに等しく保育を保障する観点から、医師から集団生活が可能と診断された子どもの入所希望があれば、愛育センターとの連携による発達支援の専門性を最大限活用した、直接受け入れを行い、保育のセーフティネットとしての機能を発揮します。

この入所機能は、その子どもの兄弟姉妹はもちろん地域の保育需要に対応したものとし、インクルーシブ保育の実践も進めます。

また、受け入れた児童に関わる医療機関や愛育センターの療法士との連携のもと、教育・保育施設等でも実践可能な機能の維持や向上等につながる支援を行っていきます。

そして、保育センターにおける保育の中で蓄積したノウハウは、市内全ての教育・保育

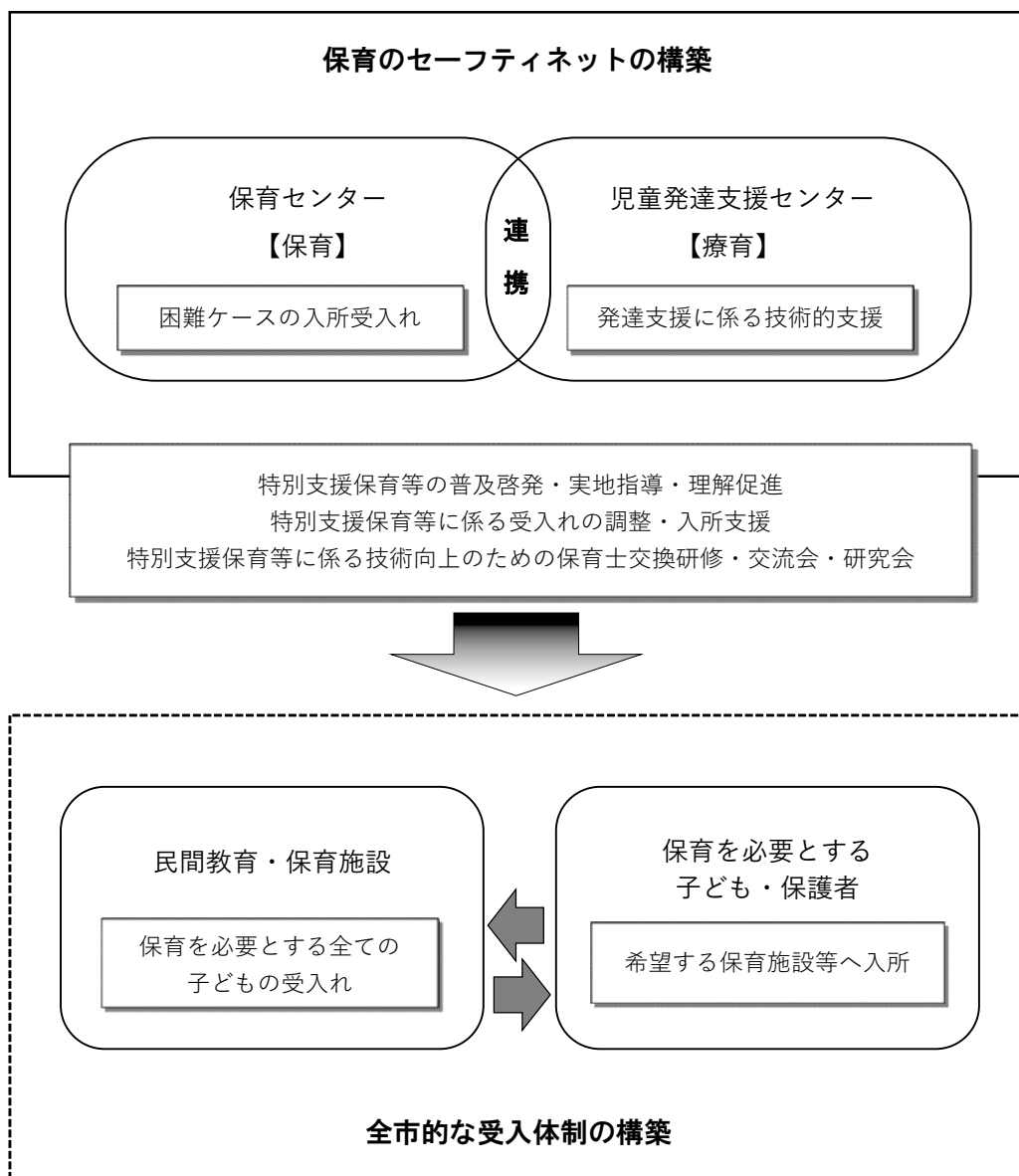
施設等で特別な配慮が必要な子どもの受入れが可能となることを目指し、保育を必要とする子どもと保護者及び施設に還元していきます。

(4) 人材育成

公立と民間の両者の保育士のスキルアップや、更なる意識の向上を図るため、民間教育・保育施設との保育士交換研修や相互交流会、協働研究会等を開催します。

また、保育行政の実務を担う市の保育士は、その専門的知識や技術で子どもを保育し、その保護者に対する保育に関する指導・支援を行うとともに、子育て支援施策や特別支援保育等の推進力となるべく、市の関係各課への配置とジョブローテーションにより、その専門性と技術の更なる向上に努めていきます。

【保育のセーフティネットの充実に係るイメージ図】



第4章 市立保育所の今後

1 市立保育所の今後の在り方

本市では、特に平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始から、市内全体の保育の供給量拡充とともに、質の向上を進めてきました。

市立保育所は、これまで市内の保育の受皿として待機児童解消の一翼を担ってきましたが、就学前児童の更なる減少に伴い、将来的な保育需要の縮小が見込まれています。

本市の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業等（以下「保育所等」という。）は、法令に定められた設備及び運営の基準を満たすとともに、保育所保育指針等に基づく基本原則に従い、各保育所等の実情に応じた創意工夫により保育を実施しており、公立と私立の違いにかかわらず、一定のサービス水準が維持されています。

このため、市立保育所はこれまでの地域における保育の受皿としての役割を終え、地域の保育需要の動向を見ながら、廃止または民間へと移譲することとします。

2 各市立保育所の今後

各市立保育所の状況と今後について、次のように考察します。

(1) 新旭川保育所

新旭川保育所が所在する新旭川地区には、新旭川保育所を除き5つの保育所等があり、定員充足率は、100%を下回っています。

新旭川保育所には永山地区からも比較的多くの子どもが通所しており、同地区には13の保育所等があり、定員充足率は、令和3年4月1日時点で100%を下回っています。

新旭川地区の利用児童数の減少は今後も継続すると想定され、新旭川保育所の近隣の他施設のみで地域の需要を賄えるようになる時期は、現時点で令和6年度と見込まれ、地域の需給状況や入所児童の推移を踏まえながら、同時期を目途に新旭川保育所の閉所を検討します。

なお、新旭川保育所で実施している特別支援保育については、今後も認可保育所等の実施施設を増やすことで対応していきます。

また、病後児保育については、新旭川保育所での継続的な利用者の受入体制の確保や、利用状況を把握分析しながら民間施設への委託か事業終了かの選択を検討します。

(2) 近文保育所

近文保育所が所在する北星地区には、他に6つの保育所等があり、定員充足率は、4月1日時点で平成29年度以降100%を下回っていますが、増減の傾向が明らかではなく、また、近文保育所に入所している児童の約6割が居住する緑町、近文町及び錦町には近文保育所以外には施設がない状況です。

このため、近文保育所で想定される需要については他施設で賄えられず、この状況は長

期間継続すると考えられることから、近文保育所の需要を近隣の他施設の供給で吸収すると見込まれるまでは、民間移譲の手法も含め、近文保育所の保育を継続します。

ただし、市立による運営継続中であっても、施設が所在する地区や近隣施設の充足率等の状況によっては、利用定員数を減少させるなどの調整を図っていきます。

なお、民間移譲となった場合でも近文保育所で実施している特別支援保育については、引き続き実施していきます。

(3) 神楽保育所

神楽保育所が所在する神楽・神楽岡・緑が丘地区には、他に12の保育所等があり、定員充足率は減少傾向は見られるものの100%を上回っている状況です。

このため、神楽保育所で想定される需要については、他施設で賄えられず、この状況は長期間継続すると考えられることから、神楽保育所の需要を近隣の他施設の供給で吸収すると見込まれるまでは、民間移譲の手法も含め、神楽保育所の保育を継続します。

ただし、市立による運営継続中であっても、施設が所在する地区や近隣施設の充足率等の状況によっては、利用定員数を減少させるなどの調整を図っていきます。

なお、民間移譲となった場合でも、神楽保育所で実施している特別支援保育については引き続き実施していきます。

また、一時預かり事業については、利用者数は減少してきており、利用状況を把握分析しながら継続か事業終了かの検討をしていきます。

(4) 保育センター（仮称）との関係

近文保育所と神楽保育所は、地域の保育所の一つとしての役割を終了するため、それぞれ民間移譲の可能性を検討しますが、どちらか一方の地域の保育機能は、新しく設置する保育センター（仮称）内に組むことを想定しており、もう一方は民間移譲、若しくは当面は市立保育所として存続することとなります。

【旭川市内の地区別等定員充足率】 (各年度4月1日現在)

区分	H29	H30	H31	R2	R3
全体	101.3%	97.7%	98.9%	99.6%	98.7%
新旭川地区	99.3%	95.5%	90.4%	88.2%	86.4%
新旭川保育所	97.8%	83.3%	74.4%	64.4%	60.0%
永山地区	101.9%	92.1%	99.0%	100.4%	96.8%
北星地区	95.5%	88.9%	97.3%	93.4%	97.0%
近文保育所	102.1%	100.0%	95.8%	95.8%	95.8%
神楽・神楽岡・緑が丘地区	104.9%	105.5%	104.2%	102.3%	99.9%
神楽保育所	116.7%	112.1%	112.1%	104.5%	103.0%
中央地区	98.7%	95.6%	93.4%	97.6%	96.7%
春光地区	106.5%	96.5%	94.2%	97.3%	99.0%
未広地区	102.9%	104.9%	105.6%	106.5%	106.6%
神居・忠和地区	103.2%	102.1%	101.9%	101.9%	100.4%
東光地区	101.7%	96.7%	99.7%	100.0%	99.5%
豊岡・東旭川地区	98.2%	99.3%	100.1%	101.6%	100.7%

※ 事業所内保育事業所の従業員枠を除いて算出。 ※ 広域利用の受託を含めて算出。

【市立保育所に係る需給状況の見込み】 (各年度4月1日現在)

区分	R3	R4	R5	R6
新旭川保育所 過不足①-②	40	25	10	-5
①入所児童数	54	52	50	48
②新旭川地区等における近隣施設の空き定員数	14	27	40	53
近文保育所 過不足①-②	99	99	99	99
①入所児童数	92	92	92	92
②北星地区における近隣施設の空き定員数	-7	-7	-7	-7
神楽保育所 過不足①-②	53	50	47	44
①入所児童数	68	68	68	68
②神楽・神楽岡・緑が丘等における近隣施設の空き定員数	15	18	21	24

※ 新旭川保育所の①及び②の見込みは、新旭川地区の過去5年の定員充足率の推移より、新旭川保育所の定員数90、新旭川地区及び永山地区の一部の近隣施設の定員数409に対し、毎年3.2%の減少を想定して算出(小数点未満は切捨)。

※ 近文保育所の①及び②の見込みは、北星地区の過去5年の定員充足率の推移より、近文保育所の定員数96、北星地区の近隣施設の定員数100に対し、毎年0.4%の増加を想定して算出(小数点未満は切捨)。

※ 神楽保育所の①の見込みは、神楽・神楽岡・緑が丘地区の過去5年の定員充足率の推移より、神楽保育所の定員数66に対し毎年1.3%の減少、②の見込みは、神楽・神楽岡・緑が丘地区及び中央地区の過去5年の定員充足率の推移の平均により、神楽・神楽岡・緑が丘地区及び中央地区の近隣施設の定員数375に対し、毎年0.9%の減少を想定して算出(小数点未満は切捨)。